（非常災害発生周知措置がとられた際に海上保安庁長官が提供する情報の聴取）

第三十四条　海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとつたときは、非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該非常災害発生周知措置に係る指定海域にある第四条本文に規定する船舶（以下この条において「指定海域内船舶」という。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、非常災害の発生の状況に関する情報、船舶交通の制限の実施に関する情報その他の当該指定海域内船舶が航行の安全を確保するために聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2　指定海域内船舶は、非常災害発生周知措置がとられたときは、非常災害解除周知措置がとられるまでの間、前項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

（非常災害発生周知措置がとられた際の航行制限等）

第三十五条　海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとつたときは、非常災害解除周知措置をとるまでの間、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。

一　当該非常災害発生周知措置に係る指定海域に進行してくる船舶の航行を制限し、又は禁止すること。

二　当該指定海域の境界付近にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、又は当該境界付近から退去することを命ずること。

三　当該指定海域にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、当該指定海域内における移動を命じ、又は当該指定海域から退去することを命ずること。

第二十九条の二を第三十条とする。

（港則法の一部改正）

第二条　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条の六」を「第四十八条」に、「第三十八条―第四十三条」を「第四十九条―第五十四条」に改める。

第三条第一項中「雑種船」を「汽艇等」に、「汽艇」を「汽艇（総トン数二十トン未満の汽船をいう。）」に改め、同条第二項中「きつ水」を「喫水」に改め、同条に次の一項を加える。

3　この法律において「指定港」とは、指定海域（海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二条第四項に規定する指定海域をいう。以下同じ。）に隣接する港のうち、レーダーその他の設備により当該港内における船舶交通を一体的に把握することができる状況にあるものであつて、非常災害が発生した場合に当該指定海域と一体的に船舶交通の危険を防止する必要があるものとして政令で定めるものをいう。

第七条第一項中「雑種船」を「汽艇等」に、「第八条第一項」を「次条第一項」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に改める。

第八条の見出し中「けい船」を「係船」に改め、同条第一項中「雑種船」を「汽艇等」に、「けい船しよう」を「係船しよう」に改め、同条第二項及び第三項中「けい船中」を「係船中」に改める。

第九条の見出し中「けい留等」を「係留等」に改め、同条中「雑種船」を「汽艇等」に、「けい船浮標」を「係船浮標」に、「けい留し」を「係留し」に、「妨となる虞」を「妨げとなるおそれ」に改める。

第十二条中「雑種船」を「汽艇等」に、「第三十七条まで」を「第三十九条まで」に、「第三十七条の三」を「第四十一条」に改める。

第十八条中「雑種船」を「汽艇等」に改める。

第四十三条中「第三十九条第四号」を「第五十条第四号」に、「第四十一条第二号」を「第五十二条第二号」に改め、同条を第五十四条とし、第四十二条を第五十三条とする。

第四十一条第二号中「第三十七条の五」を「第四十三条」に改め、同条を第五十二条とする。

第四十条中「第三十六条の二第二項（第三十七条の五」を「第三十七条第二項（第四十三条」に改め、同条を第五十一条とする。

第三十九条第一号中「第三十六条の三第一項（第三十七条の五」を「第三十八条第一項（第四十三条」に改め、同条第三号中「第三十七条の五」を「第四十三条」に、「第三十七条第一項」に改め、同条第四号中「第三十七条の五」を「第四十三条」に改め、同条第五号中「若しくは第三十六条第二項」を「、第三十六条第二項若しくは第三十八条第四項」に、「第三十七条の五」を「第四十三条」に改め、同条を第五十条とする。

第三十八条第一号中「第三十七条の二第二項（第三十七条の五」を「第四十条第二項（第四十三条」に改め、同条第二号中「第三十七条の二第一項（第三十七条の五」を「第四十条第一項（第四十三条」に改め、同条を第四十九条とする。

第三十七条の六第一項中「前条」を「第四十三条」に、「第三十七条の二第二項」を「第四十条第二項」に、「第三十六条の二第二項若しくは第三十七条第三項」を「第三十七条第二項若しくは第三十九条第三項」に改め、同条第二項中「整とん」を「整頓」に改め、第七章中同条を第四十八条とする。

第三十七条の五中「第三十六条の二第二項及び第三十六条の三から第三十七条の二まで」を「第三十七条第二項及び第三十八条から第四十条まで」に改め、同条を第四十三条とし、同条の次に次の見出し及び四条を加える。

（非常災害時における海上保安庁長官の措置等）

第四十四条　海上保安庁長官は、海上交通安全法第三十三条第一項に規定する非常災害発生周知措置（以下この項において「非常災害発生周知措置」という。）をとるときは、あわせて、非常災害が発生した旨及びこれにより当該非常災害発生周知措置に係る指定海域に隣接する指定港内において船舶交通の危険が生ずるおそれがある旨を当該指定港内にある船舶に対し周知させる措置（次条及び第四十六条において「指定港非常災害発生周知措置」という。）をとらなければならない。

2　海上保安庁長官は、海上交通安全法第三十三条第二項に規定する非常災害解除周知措置（以下この項において「非常災害解除周知措置」という。）をとるときは、あわせて、当該非常災害解除周知措置に係る指定海域に隣接する指定港内において、当該非常災害の発生により船舶交通の危険が生ずるおそれがなくなつた旨又は当該非常災害の発生により生じた船舶交通の危険がおおむねなくなつた旨を当該指定港内にある船舶に対し周知させる措置（次条及び第四十六条において「指定港非常災害解除周知措置」という。）をとらなければならない。

第四十五条　海上保安庁長官は、指定港非常災害発生周知措置をとつたときは、指定港非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該指定港非常災害発生周知措置に係る指定港内にある海上交通安全法第四条本文に規定する船舶（以下この条において「指定港内船舶」という。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、非常災害の発生の状況に関する情報、船舶交通の制限の実施に関する情報その他の当該指定港内船舶が航行の安全を確保するために聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2　指定港内船舶は、指定港非常災害発生周知措置がとられたときは、指定港非常災害解除周知措置がとられるまでの間、前項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

第四十六条　海上保安庁長官は、指定港非常災害発生周知措置をとつたときは、指定港非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該指定港非常災害発生周知措置に係る指定港が特定港である場合にあつては当該特定港の港長に代わつて第五条第二項及び第三項、第七条、第十条、第十四条の二、第二十一条第一項、第二十二条、第二十五条、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第三